

平成 23 年度 主な助成金 改正情報の概要

新たに人材を雇入れた

- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：新設
- 3年以内既卒者採用拡大奨励金：新設
- 既卒者育成支援奨励金：新設
- 若年者等正規雇用化特別奨励金：
トライアル雇用活用型におけるトライアル雇用開始日の年齢が、従来「25歳以上 40歳未満」であったものが、「40歳未満」となり、年齢下限が撤廃

創業・異業種に進出した

- 高齢者等共同就業機会創出助成金：平成 23 年 6 月 30 日廃止

育児と仕事の両立支援

- 中小企業子育て支援助成金
 - ①支給対象者の変更：平成 23 年 9 月 30 日までに育児休業を終了し、復職後 1 年継続勤務をした者と変更。
 - ②助成額の変更：従来 1 人目 100 万円、2 人目から 5 人目まで 80 万円であったものが、平成 23 年 4 月 1 日以降に支給要件を満たした者から、1 人目 80 万円、2 人目から 5 人目まで 60 万円に変更。
- 育児休業取得促進等助成金：平成 23 年 3 月 31 日廃止
- 両立支援レベルアップ助成金
 - ①代替要員確保コース：301 人以上の事業主は平成 23 年 8 月 31 日で廃止
 - ②休業中能力アップコース：301 人以上の事業主は平成 23 年 8 月 31 日で廃止
 - ③育児・介護費用等補助コース：平成 24 年 1 月廃止

介護事業への新規参入や新たな雇入れ

- 介護基盤人材確保助成金：平成 23 年 3 月 31 日廃止
- 介護未経験者確保等助成金：平成 23 年 3 月 31 日廃止

その他

- 成長分野等人材育成支援事業：創設
- 中小企業雇用安定助成金と短時間労働者均等待遇推進等助成金が整理統合され、平成 23 年 4 月 1 日より新たに「均等待遇・正社員化推進奨励金」が創設
- 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の事業所内教育訓練の助成額が、平成 23 年 4 月 1 日より変更
 - ①雇用調整助成金：従来 1 人あたり 4,000 円の加算額が 2,000 円に
 - ②中小企業緊急雇用安定助成金：従来 1 人あたり 6,000 円の加算額が 3,000 円に